

受付 税務署印		平成 年月日		所管	業種目	概況書	要否	別表等	※ 税 務 署 理 欄	個別帰属	一連番号			
所在地	電話( ) -		事業種目							連結グループ整理番号				
			期末現在の資本金の額又は出資金の額			円				整理番号				
(フリガナ) 連 結 法 人 名			同非区分			特定定 同族会社	同族会社	非同族会社		連結事業年度(至)	年	月	日	
(フリガナ) 代 表 者 自署押印			経理責任者 自署押印			(印)				売上金額	兆	十億	百万	
代表者 住 所			旧所在地及び 旧 法 人 名							届出年月日	年	月	日	
連結親法 人名及び 納 税 地			添付書類			貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書				申告区分	府指定	局指定	指導等区分	
										通信日付印	確認印	省略	年月日	
										年月日	直前事業処理	年月日		

平成 □□ 年 □□ 月 □□ 日

翌年付以降要否 (印)

## 連結事業年度分の

## 申告に係る届出書

平成 □□ 年 □□ 月 □□ 日

税理士法第30条の書面提出有 (印)

個別所得金額又は 個別欠損金額 (イ) + (ロ)	1	十億 百万 千 円	連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額	13	十億 百万 千 円
(イ) 個別所得金額又は個別欠損金額 (別表四の二付表[52の(1)])					
(ロ) 連結欠損金額別帰属額 (別表七の二付表[22])					
算出連結法人税個別帰属額 (28)又は(29)	2		連結法人税個別帰属額 (12) - (13)	14	
連結法人税額の特別控除額の個別帰属額 (別表四の二付表[4] + 別表[6] + 別表八の二付表[1] + 别表九の二付表[2] + 别表十の二付表[3] + 别表十一の二付表[4] + 别表十二の二付表[5] + 别表十三の二付表[6] + 别表十四の二付表[7] + 别表十五の二付表[8] + 别表十六の二付表[9] + 别表十七の二付表[10] + 别表十八の二付表[11] + 别表十九の二付表[12] + 别表二十の二付表[13] + 别表二十一の二付表[14] + 别表二十二の二付表[15] + 别表二十三の二付表[16] + 别表二十四の二付表[17] + 别表二十五の二付表[18] + 别表二十六の二付表[19] + 别表二十七の二付表[20] + 别表二十八の二付表[21] + 别表二十九の二付表[22] + 别表三十の二付表[23] + 别表三十一の二付表[24] + 别表三十二の二付表[25] + 别表三十三の二付表[26] + 别表三十四の二付表[27] + 别表三十五の二付表[28] + 别表三十六の二付表[29] + 别表三十七の二付表[30] + 别表三十八の二付表[31] + 别表三十九の二付表[32])					
差引連結法人税個別帰属額 (2) - (3)	4		この届出もがの修での正ある申告場合等	15	
個別リース特別控除取戻税額 (別表六の二付表[30] + 别表六の二付表[31] + 别表六の二付表[32] + 别表六の二付表[33] + 别表六の二付表[34] + 别表六の二付表[35])	5		課税個別土地譲渡利益金額	16	
土利 地 益 議 渡 金	6		基準 個別 留保 金額 (别表三の二付表[47])	17	
同上に対する税額 (30) + (31) + (32)	7		連 絡 法 人 税 個 別 帰 属 額 (14) - (18)	18	
連留 保 結 金	8		連結欠損金個別帰属額の当期減少額 (別表七の二付表[17の計])	20	
同上に対する税額 (别表三の二付表[57])	9		翌期へ繰り越す連結欠損金個別帰属額 (別表七の二付表[18の計] + [26])	21	
連 絡 法 人 税 個 別 帰 属 額 (4) + (5) + (7) + (9)	10		この申のこの告での届等ある届出による出がよ場修る合前正もの	22	
個 別 控 除 税 領 (35)	11		連 絡 欠 損 金 個 別 帰 属 額 の 当 期 減 少 額 翌期へ繰り越す連結欠損金個別帰属額 (正もの)	23	
差引連絡所得に対する 連 絡 法 人 税 個 別 帰 属 額 (10) - (11)	12		連結所得に対する法人税額 (別表一の二(-)[2])	27	
個別所得金額 (別表一の二(-)[1])	24		算出連結法人税個別帰属額 (25)× $\frac{18}{100}$ 又は(25)の18%相当額	28	
個別所得金額又は 個別欠損金額(1)	25		算出連結法人税個別帰属額 (26)の30%相当額	29	
個別所得金額又は 個別欠損金額(1)	26		土税 地 の 譲 内 渡 販	32	
個別土地譲渡税額 (別表三(二)[27])	30		個別土地譲渡税額 (別表三(三)[23])	32	
同上 (別表三(二)[28])	31				
個別所得税額の個別帰属額 (別表六の二(-)[22])	33		剩余金・利益の配当 (剩余金の分配)の金額	36	
国外税額の個別帰属額 (別表六の二(-)[14])	34		決算確定の日	平成 □□ 年 □□ 月 □□ 日	
計 (33) + (34)	35				

## 「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分」の記載要領

この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25（（連結子法人の個別帰属額等の届出））の規定により、普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第1項（（連結法人税の個別帰属額の計算））の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額、その計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。

また、この届出書は、法第81条の22第2項（（連結確定申告書の添付書類））の規定により、普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項（（連結法人税の個別帰属額の計算））の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。

（注）個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七(四)を使用してください。

### 1 提出期限等

この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、2通）提出してください。

（注）連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。

### 2 各欄の記載要領

この届出書は、「別表一の二（一）各連結事業年度の連結所得に係る申告書－普通法人（特定の医療法人を除く。）の分」を参考に記載してください。

このほか、「連結事業年度分の 申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。

### 3 添付書類

この届出書（別表三(二)～別表十七(四)を含みます。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書
- (2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表
- (3) 勘定科目内訳明細書
- (4) 事業概況書
- (5) 組織再編成に係る契約書等の写し
- (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書